

< 監察課によるいじめ対応状況 >

監察課に直接、通報・相談があった事例

(事案1)アプリによる相談

被害者Aは加害者Bから暴力を受け、学校での指導や謝罪の場もあったが、Bの特性もあり、再度同様の行為があった。A保護者は、B保護者からの謝罪を求めたため、学校において加害者B及び保護者Bに話合いの場を設定しようとしたが、加害者Bの保護者から謝罪を拒否された。

⇒【対応】

監察課職員が被害者A及び学校に調査を行い、いじめの停止を確認した上で、監察課職員がA保護者に対し、いじめの停止の継続や学校での見守り・指導を強化し、仮に再発があった場合には必要に応じて法的アプローチに移行することが可能であることを説明した。

その後、学校での指導・見守りをする教育的アプローチにより、監察課による被害者の安全を確認している。

(事案2)フリーダイヤルによる相談

被害者Aは加害者Bから「嫌いな奴がおる」と言われた。また、加害者Bが教材を回収する際に被害者Aのみ飛ばして回収した。被害者Aは加害者Bから2か月ほど前にも暴言等の被害を受けており、A保護者は学校に対しいじめの再発防止を文書で誓約するよう求めた。

⇒【対応】

監察課職員が被害者、加害者の双方に聴き取りを行ったところ、被害者Aが加害者Bの言動について一部誤解している事実が確認されたため、監察課職員が被害者A及びA保護者に事情を説明したところ、ともに一定の理解を示し、A保護者も学校は再発防止の見守りを継続してくれればよいとの結論に至った。

その後、学校での指導・見守りをする教育的アプローチにより、監察課による被害者の安全を確認している。